

第

5085

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 10月 10日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 全従業員を対象とする販売奨励金の取扱い

**Q**：当社は、このたび、全従業員に奨励金を支給して新製品を拡販することとしました。この販売奨励金は給与として課税されますか？

**A**：雇用契約に基づく販売奨励金は、給与所得として課税されます。

### 【解説】

販売奨励金が雇用契約に基づくものかどうかによって、次のように取り扱われます。

#### ① 給与所得となる場合

販売業務を行う営業担当者に対して支給され、歩合給的性格を有している販売奨励金は、いうまでもなく、給与として取り扱われます。

また、事務職員等も含めた全社員に販売奨励金を支給し、全員で販売業務を行うという場合のように、販売奨励金が業務の拡大に伴い支給されるものと認められるものであるときは、原則、給与として取り扱われることとなります。

#### ② 雑所得となる場合

その販売奨励金が雇用契約等に基づくものでなく、次のような内容のものである場合には、その販売奨励金相当額は給与所得とはならず、雑所得として取り扱われます。

- イ. 販売活動が通常の勤務時間外に行われるものであること
- ロ. 販売経費の負担は個人負担とされているものであること
- ハ. 販売活動が単なる見込者の紹介にとどまるものであること

